

主要事業の目標事業量について

	事業項目	事業の概要
1	教育・保育	満3歳以上で教育を希望される児童（1号認定）、満3歳以上で保育が必要な児童（2号認定）、満3歳未満で保育が必要な児童（3号認定）が利用する教育・保育施設（幼稚園、認定こども園、保育所及び地域型保育事業（小規模保育事業等））を提供する事業
2	時間外保育事業（延長保育事業）	保育所（園）等において11時間の開所時間を超えて保育を実施している事業
3	放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会室事業）	保育を必要とする児童の豊かで安全な放課後生活を確保するために全小中学校で実施している事業
4-1	子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者の疾病などのため、家庭での子どもの養育が一時的に困難な場合、児童養護施設等で子どもを預かっている（宿泊を伴うなど）事業
4-2	子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	保護者が仕事に従事するため、夜間等家庭での養育が一時的に困難な場合、児童養護施設等で子どもを預かっている事業
5	幼稚園等の一時預かり事業	幼稚園等における在園児を対象とした預かり保育
	保育所（園）の一時預かり事業	在宅で育児を行う保護者の傷病や入院などの緊急時や、育児に疲れた時など、一時的に子どもの保育ができない場合、保育所（園）で子どもを預かっている事業
6	地域子育て支援拠点事業	乳幼児と保護者が相互の交流を行う場を保育所やサプリ村野等で設置し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うことにより、子育ての不安感を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援している事業
7	病児保育事業（医療機関併設型）	保育所等に入所している児童が病気の場合、病院に付設された専用室で一時的に保育している事業（医療機関併設型）
8	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	子育ての援助を受けたい人と援助を行いたい人が会員になり、保育所、幼稚園等への送迎や子どもの預かりなど、子育てに関する相互援助活動を行う有償ボランティアの会員組織の運営を支援している事業
9	利用者支援事業	子どもや保護者が、幼稚園・保育所・認定こども園での学校教育・保育や一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業を円滑に利用できるよう身近な場所で必要な情報提供・助言等を行う事業。また、母子保健に関する相談機能を有する保健センター等において、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する相談に応じるとともに、情報提供や助言等の支援を行う事業。
10	妊婦に対する健康診査	妊娠届け出時に妊婦健康診査受診券などを配布し、妊産婦の健康管理、安心・安全な出産を支援している事業
11	乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業等	生後4ヵ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問（新生児家庭訪問事業を含む）し、育児に関する不安や悩みの傾聴及び相談、子育ての支援に関する情報提供を行う「こんにちは赤ちゃん事業」として実施している事業。乳児家庭全戸訪問事業等の実施により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童等に対し、その養育が適切に行われるよう、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行っている事業。